

令和元年8月20日

託送供給約款の変更の認可について

近畿経済産業局長から、下記の事業者によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、同法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガス事業法第48条第4項に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該変更の認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

河内長野ガス株式会社（法人番号：2120101033546）

桜井ガス株式会社（法人番号：9150001009315）

大和ガス株式会社（法人番号：2150001013744）

株式会社大武（法人番号：3150001012489）

(別紙)

官 印 省 略
20190807 近畿第 41 号
令和元年 8 月 20 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について (回答)

令和元年 8 月 7 日付け 20190805 近畿第 24 号により、貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存はありません。